

未定稿

酒類販売規制の国際比較

	日本	アメリカ (例：ニューヨーク州)	イギリス
対象酒類	全酒類	全酒類	全酒類
規制の態様	免許制	免許制	免許制
規制の目的	財政目的(酒税の保全)	警察目的(酒類消費節制の促進)	警察目的(社会秩序の維持)
根拠法令	酒税法	(連邦) ・連邦憲法修正 21 条、 ・連邦アルコール管理法(27U.S.C Sec.201以下)(州政府に対し酒類の移出入の包括的権限を委任) (州法) ・NY州酒類管理法(NY Alcoholic Beverage Control Act, NYABC)	1964 年免許法(Licensing Act 1964)
許認可機関	国税庁(税務署長)(小売、卸)	連邦：財務省アルコール・タバコ火器局(ATF)(卸売) 州：NY 州酒類管理局(卸売、小売)	内務省 (内務大臣が任命した免許判事 (licensing justices))
免許の対象	・卸売、小売のみ ・飲食店については、食品衛生法上の許可が必要であり、酒類提供営業については風俗営業適正化法上の届出等が必要。	卸売業 (連邦財務省 ATF から基本免許、州酒類管理当局から卸売免許) 小売業 (州酒類管理当局から小売免許) 料飲業 (ATF から基本免許、州酒類管理当局から料飲店免許)	小売業 (全酒類、ビール・サイダー・ワイン) 料飲業 (業態別、取扱酒類別) 従来、卸売業については、酒税法上の免許及び免許法上の免許の2つの免許が必要とされていたが、82 年以後双方とも廃止された。
免許要件	<u>人的要件(酒税法10条1号～10号)</u> ・申請者及びその関連者(役員・支配人・法定代理人)が免許の取消をされていないこと ・申請者及びその関連者が禁固刑に処された後3年以上を経過していること、又は国税に関する法律に違反し罰金刑(相当刑)以上の刑に処された後3年以上を経過していること ・申請者が申請前2年以内に滞納処分を受けていないこと(6号)	(連邦)(以下の3点のみ) 申請者及びその関連者(役員等)が申請前5年以内に連邦法又は州法に基づいて重罪につき有罪とされていないこと、又は申請前3年以内に酒類に関する連邦法に基づいて軽罪につき有罪とされていないこと 申請者が、事業経歴、財務状態、取引関係から判断して合理的期間内に事業を開始する見込があること 申請事業が、営業予定地の州法に反しないこと (州法)(NYABC)	・申請者の人的要件 ・店舗数制限は、各地方自治体に置かれる免許委員会で決定 (免許要件は必ずしも法文上明確でなく、免許判事が種々の事項を考慮の上決定することとしている。対外的には、免許判事協会が内務大臣の監修を得て作成しているガイドラインに沿った運用がなされている。)

# 未定稿

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査取締上不適当な場所に販売場がないこと(9号)</li> <li>・ 申請者の経営の基礎が薄弱でないこと(10号)</li> </ul> <p><u>需給調整要件(酒税法10条11号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口基準(免許枠が存在すること)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者が 21 歳以上</li> <li>・ 申請者が州居住者であること</li> <li>・ 販売場が学校・教会等から200 フィート以内で同じ通りでないこと(適正配置規制)</li> </ul>	
未成年者 飲酒規制	<p><u>酒税法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未成年者飲酒禁止法違反で酒販業者が罰金刑に処された場合には免許取消事由に該当</li> </ul> <p><u>未成年者飲酒禁止法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親権者の未成年者飲酒制止義務(違反者には科料)</li> <li>・ 営業者は未成年者への酒類販売・供与禁止(違反者には50万円以下の罰金)</li> <li>・ 営業者の年齢確認義務(罰則規定なし)</li> <li>・ 未成年者の飲酒禁止(罰則なし)</li> </ul> <p><u>風俗営業適正化法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業場における未成年者への飲酒供与禁止(違反者には、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はその併科、改善命令・営業停止処分)</li> </ul>	<p>(州法の規定)(NYABC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21歳未満の者への販売禁止(違反者は免許取消、\$100以下の罰金、30時間以内の社会奉仕等)</li> <li>・ 21歳未満の者の購入禁止(違反者は\$100以下の罰金、30時間以内の社会奉仕等)</li> <li>・ 21歳未満の者の不法所持(違反者は\$50以下の罰金、30時間以内の社会奉仕等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳未満の者への販売禁止(違反者は1度目£1000以下の罰金、2度目免許取消)</li> <li>・ 18歳未満の者の購入禁止(従前は£20以下の罰金であったが、88年以後罰則なし)</li> </ul>
広告規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒中連のテレビ広告自主規制(例：平日 5:00~18:00)</li> </ul>	<p>(州法)(NYABC)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒販店・料飲店による店外での広告禁止(蒸留酒・ワイン)</li> <li>・ 違反者は免許取消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告業界の自主規制(新聞・雑誌等)</li> </ul>
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律上禁止規定なし</li> <li>・ 小売組合による自主規制</li> <li>・ 公正競争規約により23:00~5:00までの間販売停止(違反の場合には30万円以下の違約金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律上禁止規定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律上禁止規定なし</li> </ul>
販売時間 規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒販店については法律上の制限はない</li> <li>・ 深夜の酒類提供飲食店営業等については風俗営業適正化法上、届出が必要</li> </ul>	<p>(州法)(NYABC)</p> <p>販売禁止時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒販店(例：平日 0:00~8:00)</li> <li>・ 料飲店(例：平日 4:00~8:00)</li> <li>・ 違反者は免許取消</li> </ul>	<p>販売許可時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒販店(例：平日 8:00~23:00)</li> <li>・ 料飲店(例：平日 11:00~23:00)</li> <li>・ 違反者は£1000以下の罰金</li> </ul>